

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年9月30日

赤穂市長 牟 禮 正 稔

赤穂市規則第37号

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例施行規則（昭和32年赤穂市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第7条の3の2の見出し中「の支給額」を「に係る通勤手当の額」に改める。

第7条の5の2第1号中「(同項第1号に規定する1箇月当たりの運賃等相当額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）及び同項第2号に定める額の合計額が15万円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)」を削る。

第7条の7の5を次のように改める。

（支給日等）

第7条の7の5 条例第12条の2第5項の規則で定める通勤手当は、1箇月当たりの運賃等相当額等（第7条の5の2第3号に掲げる職員に係るものを除く。）、条例第12条の2第2項第2号に定める額（第7条の5の2第2号に掲げる職員に係るものを除く。）及び条例第12条の2第3項第1号に定める額の合計額が15万円を超えるときにおける通勤手当とし、同条第5項の規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い期間とする。

2 条例第12条の2第5項の規則で定める場合は、職員が新たに同条第1項の職員たる要件が具備されるに至った日から15日経過した場合とする。

3 条例第12条の2第5項の規則で定める日は、支給単位期間に係る最初の月の翌月の第4条に規定する給料の支給日（以下この条において「支給日」という。）とする。

4 支給日までに第7条の2の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、通勤手当を当該通勤手当の支給日に支給することができないときは、当該支給日後に支給することができるものとする。

5 支給単位期間（第1項に規定する通勤手当に係るものを除く。）又は同項に定める期間（以下「支給単位期間等」という。）に係る通勤手当の支給日前において離職（職員が離職の日又はその翌日に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。）し、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給するものとする。

第7条の8の見出し中「終期」を「終期等」に改め、同条第1項中「の翌月（その日が月の初

日であるときは、その日の属する月)」を削り、同条第2項中「その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める月」に改め、同項後段を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 通勤手当の額を増額して改定する場合（第3号に掲げる場合を除く。） 通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実の生じた日の属する月（当該改定に係る第7条の2の規定による届出が、当該事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月）
- (2) 通勤手当の額を減額して改定する場合又は改定前の通勤手当の額と改定後の通勤手当の額が同額である場合（次号に掲げる場合を除く。） 通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）
- (3) 月の初日から末日までの期間に職員に通勤手当の額を変更すべき事実の生じた日が2以上ある場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める月
 - ア 通勤手当の額を増額して改定する場合に相当するものとして市長が定める場合 市長の定める月
 - イ アに掲げる場合以外の場合 これらの事実の生じた日の属する月の翌月

第7条の8に次の1項を加える。

- 3 前項第3号アに掲げる場合における同号アに定める月の支給額は、市長が定める。

第7条の8の2第1項中「もの」を「通勤手当にあつては、返納させるものとして取り扱うことが適当でない場合として市長が定める場合に係るもの」に改める。

第7条の8の4第2項中「をし、又は」を「をし、若しくは」に、「であつて、これらの期間が2以上の月にわたることとなつたとき（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）」を「又は出張、休暇、欠勤その他の事由により月の初日から末日までの期間の全日数にわたつて通勤しないこととなつた場合に」に、「復職し、又は」を「復職し、若しくは」に、「の翌月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月）」を「又は再び通勤することとなつた日の属する月」に改め、同条第3項を削る。

付 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年10月1日から施行する。

（支給単位期間等の開始に関する経過措置）

- 2 令和8年9月2日から同月30日までの間（以下「特定期間」という。）に職員が新たに職員の給与に関する条例（昭和32年赤穂市条例第163号）第12条の2第1項の職員たる要件を具備するに至った場合若しくは通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合又は職員がこの規則による改正前の職員の給与に関する条例施行規則第7条の

8の4第2項に規定する場合（同条第3項に規定する場合に該当しているときを除く。）に該当し、特定期間に復職し、若しくは職務に復帰した場合の通勤手当に係る支給単位期間等は、令和8年10月から開始するものとする。